

# 森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針

自 令和 3年 4月 1日  
計画期間  
至 令和12年 3月31日

せたな町

## 森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針

せたな町

### 1 現状と課題

せたな町の私有林面積は13,250haで、その内訳は町有林2,630ha、その他の一般私有林は10,620haとなっております。うち、人工林は5,342haで約40%であり、林齢構成では35年生以下の若い林分が約5割で今後保育、間伐を適正に実施していくことが重要であるが、整備の必要な森林量に対し、造林補助金が十分に配分されていないのが現状である。

その一方、森林所有者の森林経営に対する意識の低下により約500名、1,360haの人工林で整備の遅れがあると見受けられ、今後の整備に対する意思確認を要する。

町では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や道の森林整備事業予算や私有林整備事業への支援などにより森林の整備を進めてきましたが、木材価格の低迷や森林所有者の経営意欲の低下や森林所有者の不在村化などから、整備が行き届かない森林の増加が懸念されている。このため、町では、国から譲与される森林環境譲与税を有効活用して、次の方針に基づき、適切な森林の整備やその促進につながる取組を計画的かつ、効率的に進める。

### 2 基本的な考え方

本町の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は6割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められているが、新たな森林経営管理制度の創設により、森林所有者に適切な森林管理を促すため責務が明確化され、整備が遅れていると思われる森林に対して優先的に森林環境譲与税を活用することとする。

森林整備が停滞している森林所有者に対し意向調査を年次計画で実施し、今後保育、間伐を希望する者には、先ず、森林経営計画を樹立し意欲のある林業経営体への管理委託を推奨し、それに係る事業費に投入することとする。また、当該譲与税の用途として、①人材育成・担い手確保、②木材利用の促進、③普及啓発等のメニューがあるが、当面は森林整備を最優先し令和12年度までは①～③の用途に供しないものとする。

（なお、上記の「意欲のある森林経営体」とは、町内の私有林を総括的に

整備している北部桧山森林組合とし、一個人及び一企業（自社山林整備のため森林経営計画を樹立している企業を含む）は除くものとする。）

更に、すでに森林経営計画を樹立している森林所有者が、保育、間伐の必要な林分に達しながら、造林補助金の不足等により整備が滞っている小班を計画的に事業遂行するために「せたな町一般民有林造林事業補助金交付要領有林等整備事業実施要領」を策定し、森林環境譲与税を活用した整備を推進する。

### 3 具体的な取組

保育、間伐は10年間で毎年林小班を定め一定の事業量を遂行し、間伐材搬出に必要な作業路の整備、補修も森林所有者の要望を元に、年次計画で実施する。

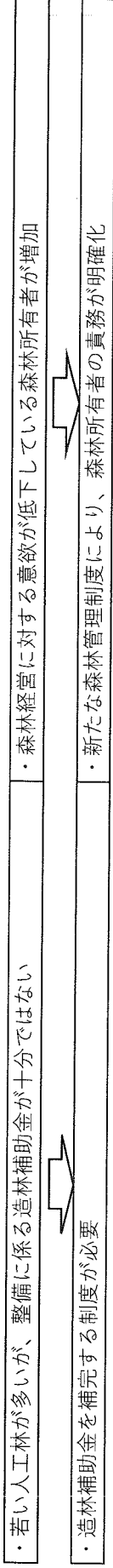
また、意向調査により保育、間伐を希望する者には、森林経営計画樹立者と併せ、毎年その整備事業に追加して実施するものとする。

### 4 その他

別紙のとおり

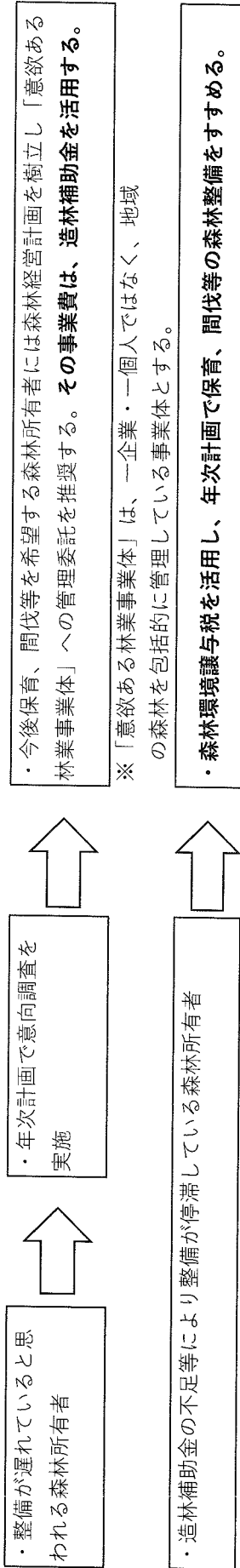
## 森林環境譲与税を活用する森林整備に係る基本方針

### ◎一般民有林の現状と課題



※未整備森林を解消し、森林の有する水源涵養・災害防止機能を発揮するため森林環境譲与税が全国の市町村に交付されることとなった。

### ◎今後のせきたな町の一般民有林整備に値する考え方



### ◎森林環境譲与税の使途

区分	事業内容
森林整備の推進	保育（除伐含む） 間伐
	風倒木整理
	森林作業道の開設・補修
	地域林政アドバイザー制度の活用 新たに就業を希望する人材に対する林業の定着支援 就業を希望する人材の研修、研修機材の整備 林業就業者の労働安全装備への補助
人材育成・担い手確保	公共建築物等における地域材の利用促進 木質バイオマスエネルギーの利用促進 森林環境教育、木育活動、植樹活動の実施
木材利用の促進	
普及啓発	

左記の事業の内、令和11年度までは、「森林整備の推進」に係る事業に優先的に取り組む